

道路工事現場における標示施設等の設置基準 新旧対照表

原 文	改 定 案
<p>14.道路工事現場における 標示施設等の設置基準</p> <p>道発第372号 昭和37年 8 月30日</p>	<p>14.道路工事現場における 標示施設等の設置基準</p> <p>道発第372号 昭和37年 8 月30日</p> <p>国道利第37号 国道国防第205号 平成18年 3 月31日</p>

原 文	改 定 案
<p style="text-align: center;">道路工事現場における 標示施設等の設置基準</p> <p style="text-align: right;">昭和37年 8月30日 道発第372号</p> <p>標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。</p> <p>なお、先の「直轄道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和34年 5月25日道発第237号建設省道路局長通達）はこれを廃止し、今後、標記基準により実施することとしたので、ご了解ありたい。</p> <p style="text-align: center;">道路工事現場における標示施設等の設置基準</p> <p>円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及びこれが管理の取扱を下記のとおり定める。</p> <p>（道路工事の標示）</p> <p>1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか<u>工事区間の起終点に別表様式 1 に示す標示板を設置するものとする。</u></p> <p><u>ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。</u></p> <p>なお、工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">道路工事現場における 標示施設等の設置基準</p> <p style="text-align: right;">昭和37年 8月30日 道発第372号</p> <p>標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。</p> <p style="text-align: right;"><u>(昭和37年 8月30日 道発第372号 道路局長通達)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成18年 3月31日 国道利第37号 国道国防第205号</u></p> <p><u>標記については、工事情報の提供の改善等のため、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年 8月30日付け 道発第372号 建設省道路局長通達）等の一部を下記のとおり改正し、平成18年 4月 1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">道路工事現場における標示施設等の設置基準</p> <p><u>道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、</u>道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。</p> <p>（道路工事の標示）</p> <p>1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、<u>原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。</u></p> <p><u>ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、標示板の設置にあたっては、別表様式 1 を参考とするものとする。</u></p> <p><u>（ 1 ）工事内容</u></p> <p><u>工事の内容、目的等を標示するものとする。</u></p> <p><u>（ 2 ）工事期間</u></p> <p><u>交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。</u></p>

原 文	改 定 案
<p>(夜間作業又は昼夜兼行作業の標示)</p> <p>2 夜間作業又は昼夜兼行作業を行なう道路工事現場においては、別表様式1に示す道路工事の標示板の直上に、別表様式2に示す標示板A型又はB型をそれぞれ標示するものとする。</p> <p>(防護施設等の設置)</p> <p>3 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(3)を参照)</p> <p>(迂回路の標示)</p> <p>4 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に別表様式3に示す標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、別表図1及び図2に示す要領により道路標識「まわり道」(405)を別表様式4に示す補助板を附して設置するものとする。(参考(1)参考(2)及び参考(4)を参照)</p> <p>(色彩)</p> <p>5 道路工事現場において、一般交通に対する標示を目的として、標示施設又は防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>6 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。</p>	<p><u>(3) 工事種別</u></p> <p><u>工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 施工主体</u></p> <p><u>施工主体及びその連絡先を標示するものとする。</u></p> <p><u>(5) 施工業者</u></p> <p><u>施工業者及びその連絡先を標示するものとする。</u></p> <p>削除</p> <p>(防護施設の設置)</p> <p>2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)</p> <p>(迂回路の標示)</p> <p>3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)</p> <p><u>なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。</u></p> <p>(色彩)</p> <p>4 道路工事現場において、<u>防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。</u></p> <p>(管理)</p> <p>5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。</p> <p><u>(平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達)</u></p>

原

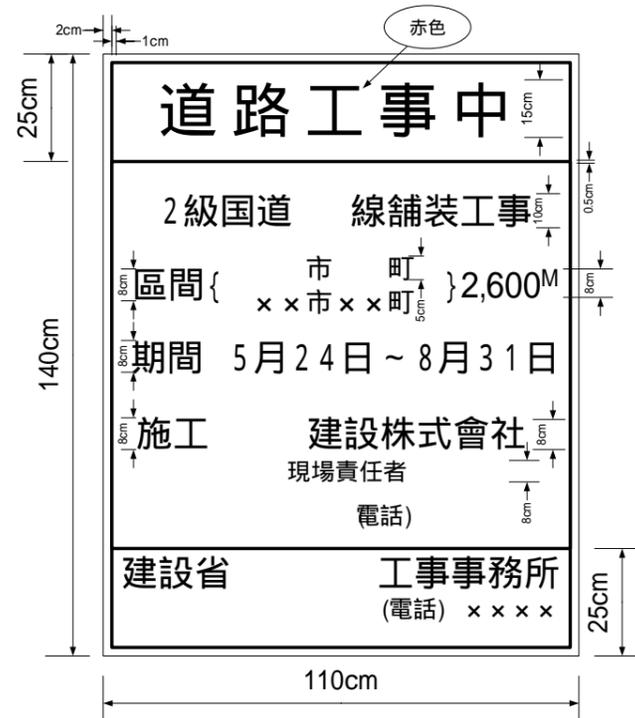
文

改

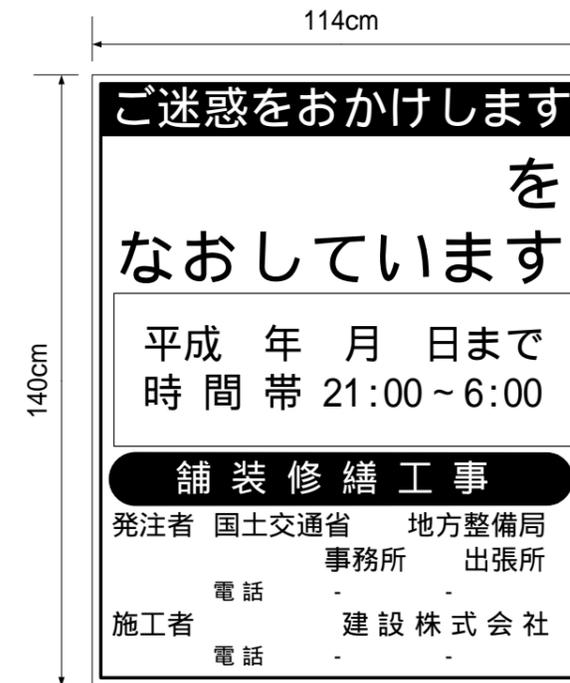
定

案

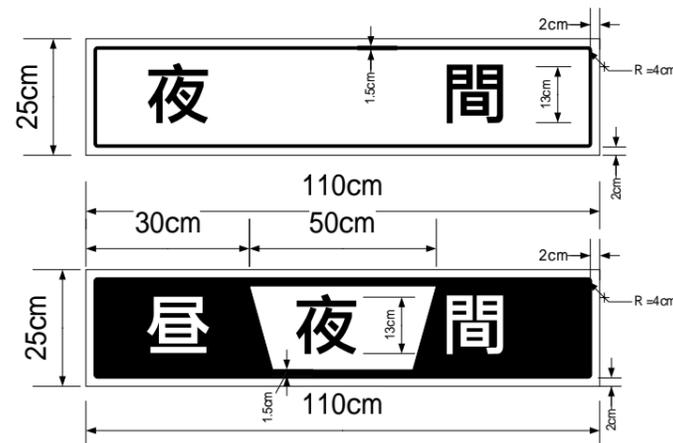
別表 様式 1



別表 様式 1



別表 様式 2

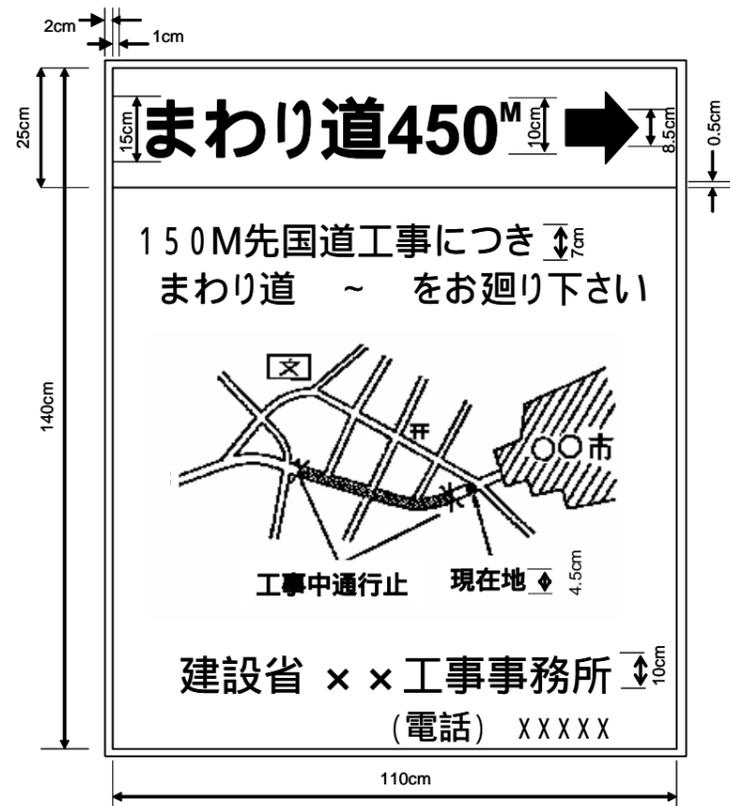


削除

原

文

別表 様式3

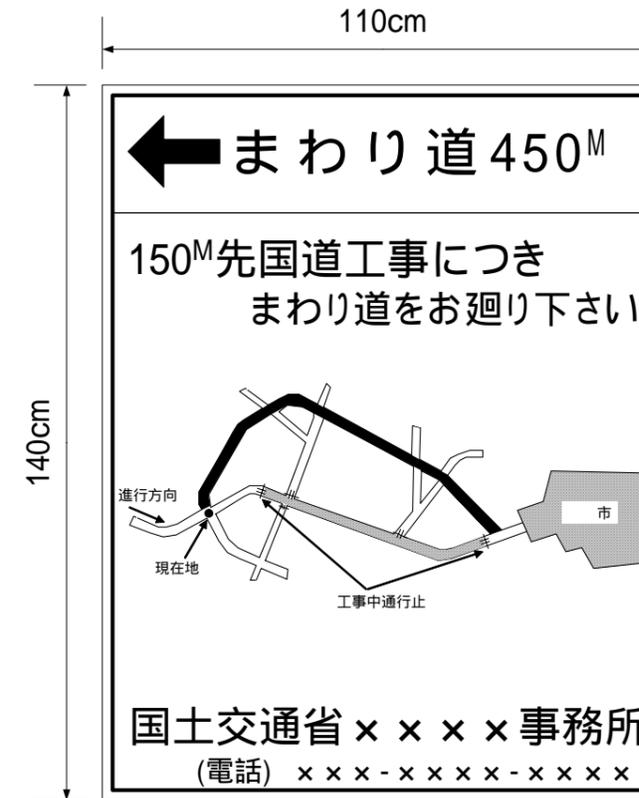


改

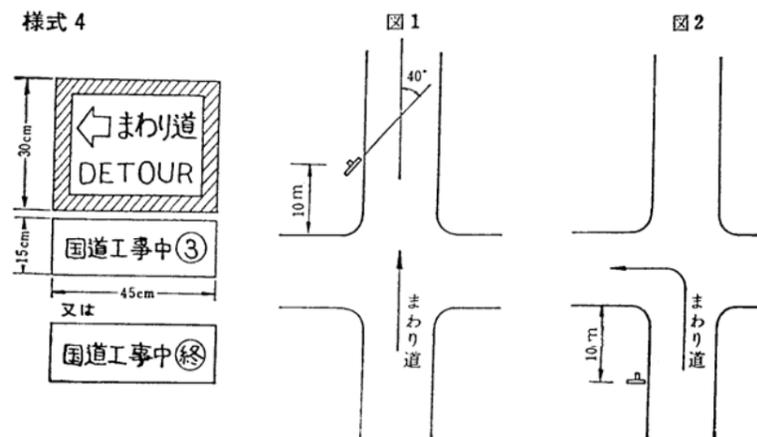
定

案

別表 様式2



別表 様式4



削除

原 文	改 定 案
<p>別表備考</p> <p>一 様式 1</p> <p>(1) 色彩は、「道路工事中」を赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色にする。</p> <p>(2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cm とする。</p> <p>二 様式 2</p> <p>(1) 色彩は緑および A 型の地、B 型の「昼」および「間」の文字ならびに B 型の中央部の地を白色とし、縁部および A 型の文字 B 型の左右の地および「夜」の文字を青色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。</p> <p>三 様式 3</p> <p>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。</p> <p>四 様式 4</p> <p>色彩等は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第 2 備考に規定するところによる。</p> <p>五 文字の書体</p> <p>書体は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第 2 備考に規定するところによる。</p> <p>六 標示板の拡大</p> <p>標示板の大きさ等は必要に応じて所定の比率のまま拡大出来るものとする。</p>	<p>別表備考</p> <p>一 様式 1</p> <p>(1) <u>色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「 をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</u></p> <p>(2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cm とする。</p> <p>削除</p> <p><u>二 様式 2</u></p> <p>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

原

文

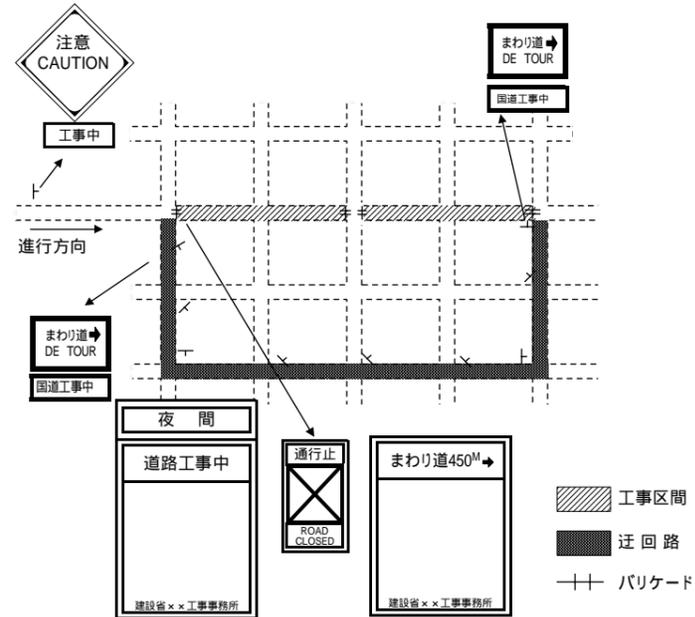
改

定

案

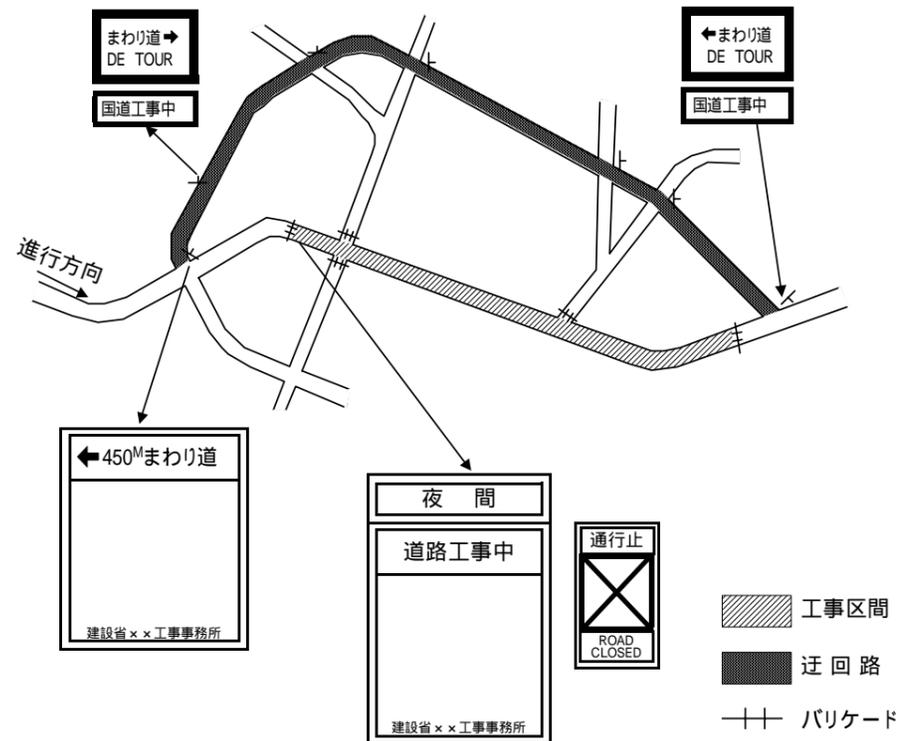
参考(1) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)

(進行方向に対する標示の設置例を示す)



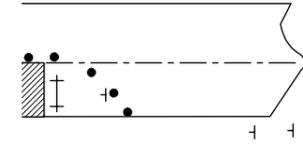
参考(2) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)

(進行方向に対する標示の設置例を示す)



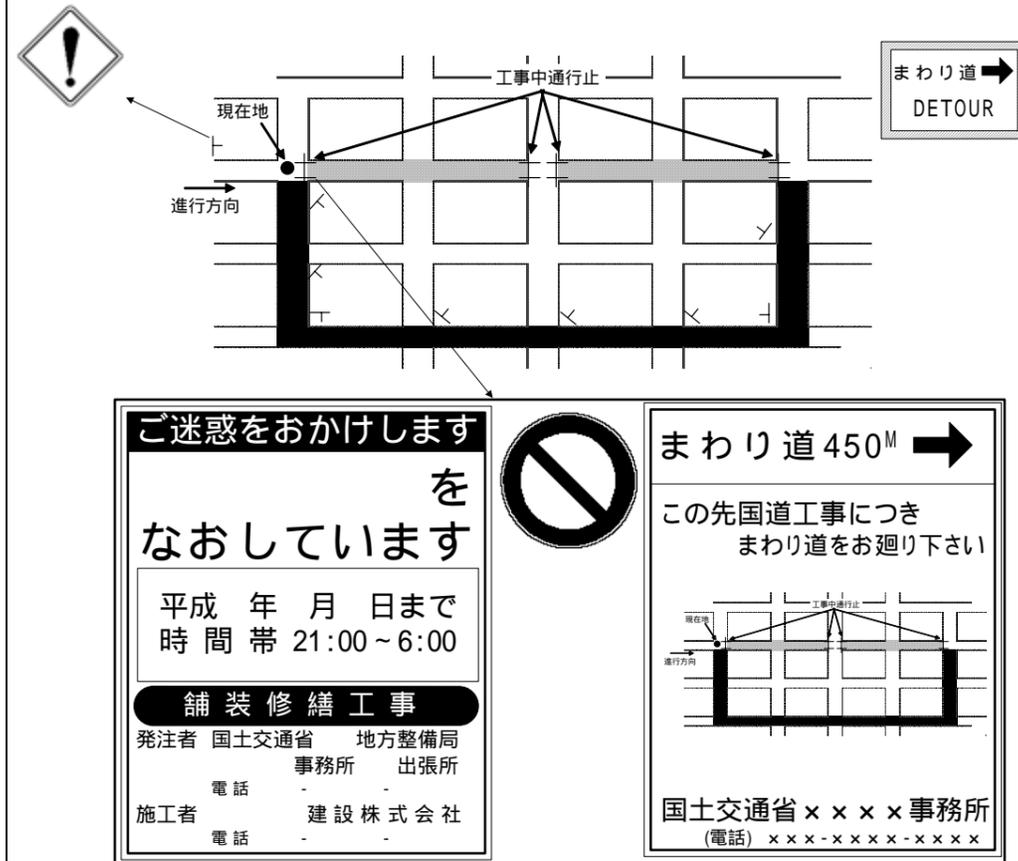
参考(1) 車線の一部が工事中の場合の標示例

必要があれば設置する



参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)

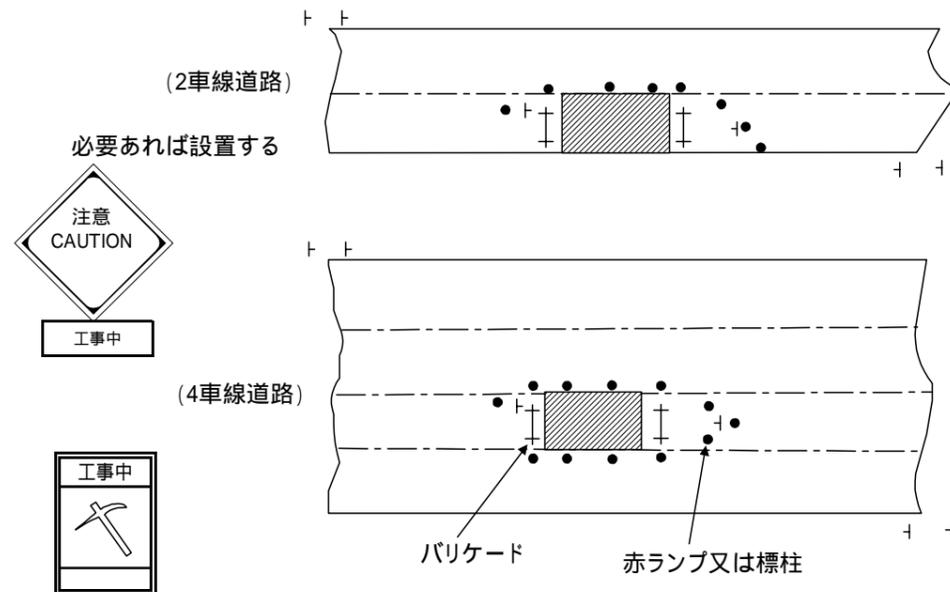
(進行方向に対する標示の設置例を示す)



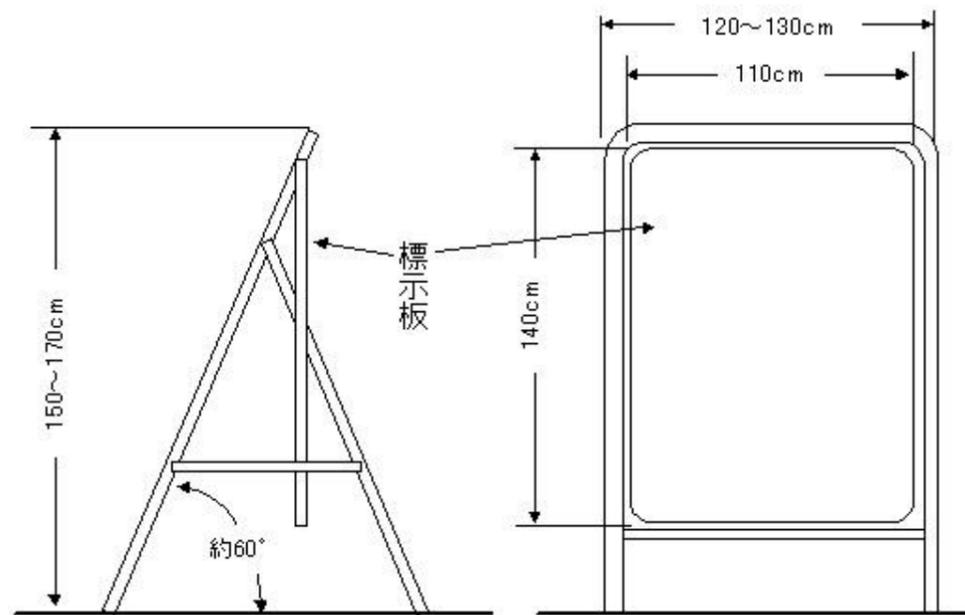
原

文

参考(3) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



参考(4) 設置方法の一例

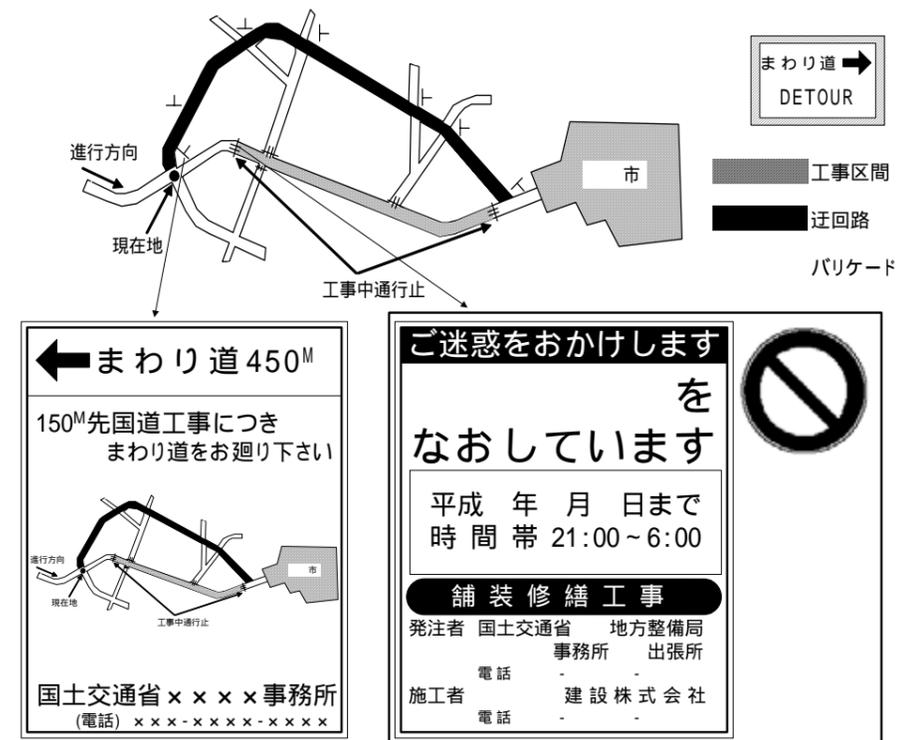


改

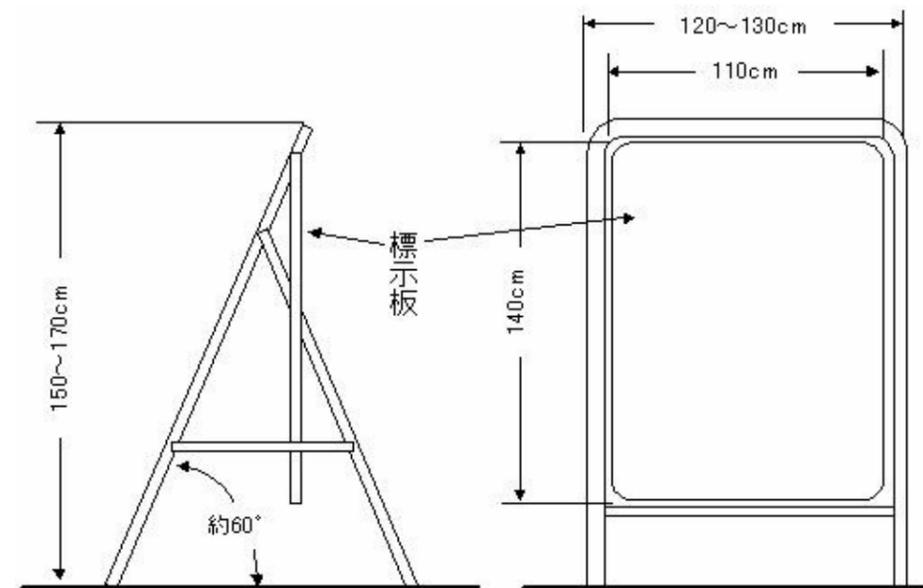
定

案

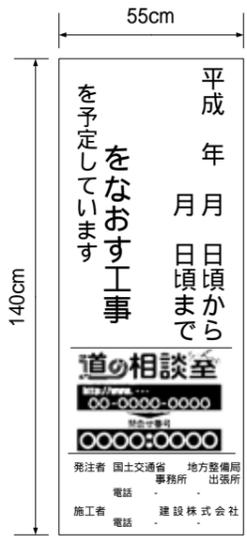
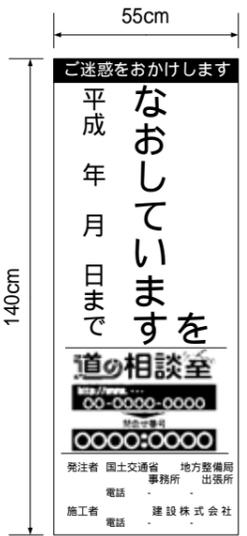
参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



原 文	改 定 案
	<p style="text-align: center;"><u>道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について</u></p> <p style="text-align: center;"><u>国 道 利 第 38 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>国道国防第206号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成18年3月31日</u></p> <p><u>道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとお</u></p> <p><u>り定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 工事情報看板的設置について</u></p> <p><u>予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板的を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。</u></p> <p><u>ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。</u></p> <p><u>なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。</u></p> <p><u>2 工事説明看板的設置について</u></p> <p><u>実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板的を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。</u></p> <p><u>ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。</u></p> <p><u>なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。</u></p>

原 文	改 定 案
	<p><u>3 占用工事に係る取扱いについて</u></p> <p><u>上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。</u></p> <p><u>なお、標示板の設置にあつたては、様式3、様式4を参考とするものとする。</u></p> <p><u>また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。</u></p> <p><u>(平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号 道路局路政課長 国道・防災課長通達)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1457 835 1762 926" style="text-align: center;"> <p><u>(様式1) 工事情報看板</u> <u>(道路補修工事)</u></p>  </div> <div data-bbox="1991 835 2297 926" style="text-align: center;"> <p><u>(様式2) 工事説明看板</u> <u>(道路補修工事)</u></p>  </div> </div>

原

文

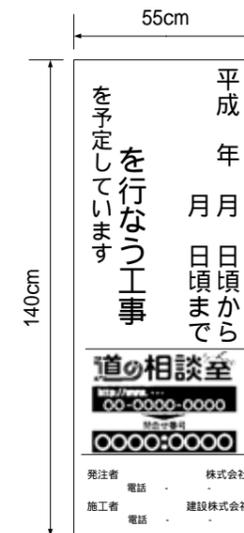
改

定

案

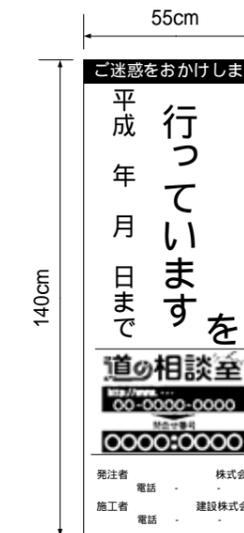
(様式3) 工事情報看板

(占有企業工事)



(様式4) 工事説明看板

(占有企業工事)



(様式備考)

(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「行っています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所

